

# 医業トピックスQA



## 今月の院長先生からの質問



Q

接待目的のヨット購入費用、維持費は交際費になるのでしょうか？

A

医業に接待用のヨットが必要かどうかは別として、交際費とは、得意先等を接待する行為に伴って支出する費用のことを言うので、ご質問のような支出は交際費とはなりません。

ただし、実際にヨットを使用して接待した場合、それに費やした費用は交際費となるので注意が必要です。

## 今月の時事ニュース

### 患者申出療養（仮称）の枠組み案

～中医協総会～

厚労省は 11 月 5 日の中医協総会で、患者申出療養（仮称）制度の 2 回目の審議を行った。「患者申出療養（仮称）」は、困難な病気と闘う患者からの申出を起点として、国内未承認医薬品等の使用や国内承認済みの医薬品等の適応外使用などを迅速に保険外併用療養として使用できる仕組みとし、患者の治療の選択肢を拡大するものである。

この日は、1 患者の申し出から医療実施までの流れ、2 患者申出療養（仮称）対象となる医療のイメージ、3 具体的な運用として引き継ぎ検討を要するもの、などについての意見を求めた。